

5 広域インフラ整備並びに市街地整備の実施主体

復興事業等に必要な都市計画決定権限の多くは区市にあり、また、復興都市計画事業は、特措法の規定により、原則として区市が施行者となっている。

ただし、執行体制等の観点から、区市が事業の全てを実施することが困難な場合は、当該区市と協議の上、東京都並びに都市基盤整備公団等が事業を施行できることになっている。

また、平常時を想定した都と特別区の取り決めでは、都市計画道路の設置及び市街地再開発事業についての都・区の役割分担を定めているが、土地区画整理事業に関しては、施行規模が20ha以上の場合は東京都が事業を実施することになっている。

これらを踏まえて、緑の回廊の軸となる補助26号線などの広域幹線道路の整備と一体的な市街地整備を行う、新復興土地区画整理事業及び平常時の都・区の取り決めで定められた都市計画事業の施行は、東京都が実施する。その他の事業については、原則として区・市が行う。

6 整備効果

戦略プロジェクトを実施することにより、東京の抱えていた都市構造上の多くの課題の解決が図られるが、それが都民生活にどうかかわってくるかについて事業量だけではなく都民の生活実感に即した効果として示す。

(1) 安全性の向上

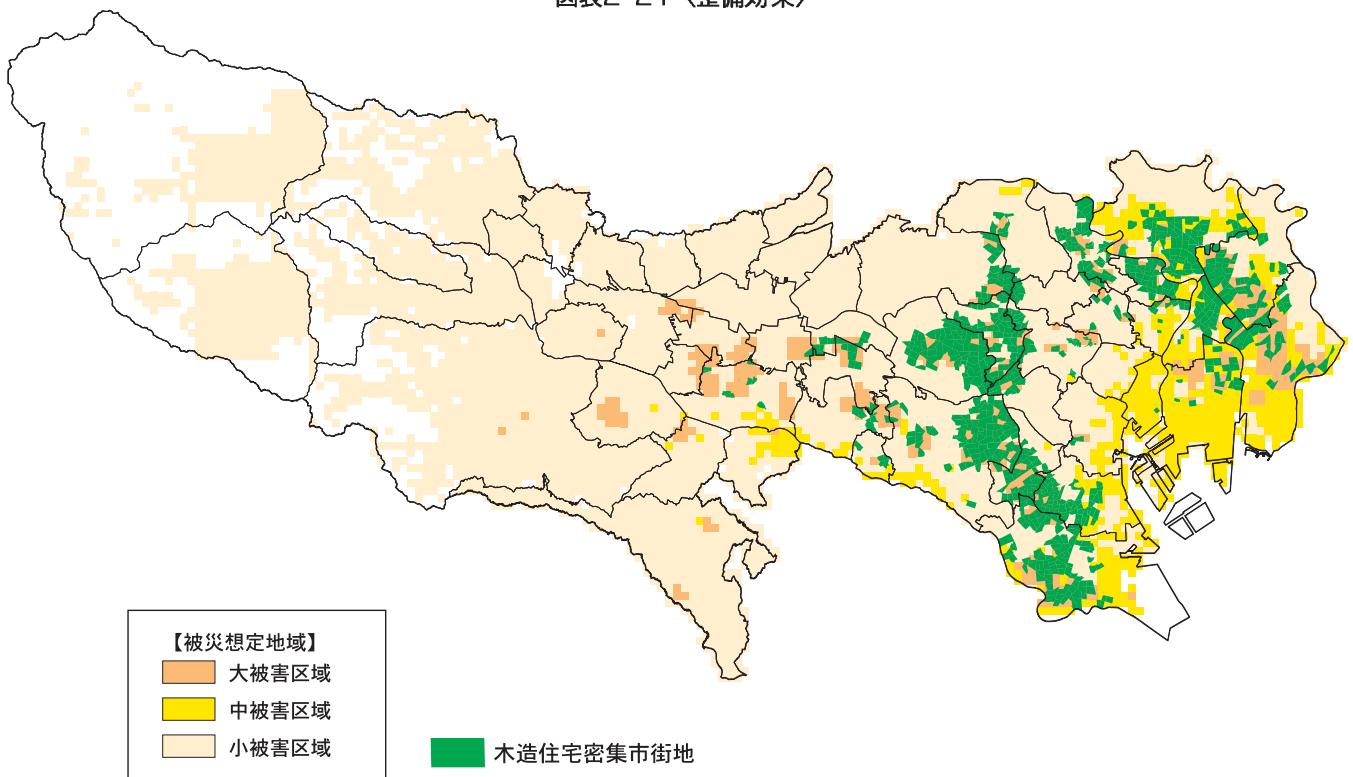
① 建物延焼・倒壊の危険の低下

木造密集地域を中心とする大被災地域において、新復興土地区画整理事業や既定の土地区画整理事業、震災復興地区計画等の実施により、耐火建築物や準耐火建築物などの不燃建築が促進され、建物の防災性を向上できるとともに、良好な街並みが形成される。

これらにより、大被災地域と重なる木造密集地域が安全な市街地に更新される。

〔大被災地域における、安全な市街地に更新される木造密集地域の割合〕
 都全体で80% (7,700ha/9,600ha)
 区部で90%強 (6,800ha/7,500ha)

図表2-21 〈整備効果〉



② 東部低地帯の治水安全度の向上

スーパー堤防事業の実施により、治水上の安全性が高まるだけでなく、市街地の整備が一体的に行われるため、地盤の嵩上げと良好な住環境の整備が図られる。

また、堤防と近接しない、スーパー堤防事業が行われない地域にあっても、土地区画整理事業などの市街地整備事業により地盤の嵩上げが図られる。

こうした事業を積極的に展開することにより、東部低地帯の浸水被害の危険を解消することができる。

(・スーパー堤防事業区域 約300ha)

(2) 環境の向上

既存のストックを活用しながら、公園不足地域に大規模公園を配置することにより、良好な環境と安全性の向上が図られる。

- ・ 徒歩2キロ圏内に10ha以上の公園のない地域の解消
- ・ 道路沿道の緑化の進展
- ・ 都市環境再生ゾーンにおいて、車だけでなく、自転車、歩行者にとっても自然を感じながら移動のできる「緑の回廊」の形成

(3) 交通ネットワークの構築

広域幹線道路網として、3環状線と東西、南北方向のネットワークが図られることにより、放射・環状のバランスのとれた広域ネットワークが実現される。

- ・ 3環状…圏央道、外環、中央環状線
- ・ 東西…内環状線、10号線、都心新宿線、多摩新宿線
- ・ 南北…首都高1号線延伸

また、主要な幹線街路の整備とともに被災市街地内の生活道路の整備により、交通渋滞の解消と居住地域の生活環境の向上が図られる。

- ・ 整備延長 主要幹線道路 約50km
- その他の都市計画道路 約190km

(4) 職住近接の推進・新たな商業・ビジネス活動の推進

都心居住や都市環境再生ゾーンを中心とした良好な居住環境の再生により、職住近接の居住空間の創出と新たな商業・ビジネス活動の場が提供される。

(・木造密集地域の再生 約12,000ha)

(5) 原風景を意識した景観、文化の復権

河川や河川緑地、斜面緑地などの緑地の保全・復権により、東京の原風景を意識できる景観とそれに調和した歴史的景観を回復する。

- ・日本橋川、隅田川
- ・妙正寺川、善福寺川、野川
- ・都心部の斜面緑地



〈日本橋の現況〉



〈日本橋の再生イメージ〉